

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		心身障害者福祉手当の受給に係る受診命令
根拠条例・規則等名		さいたま市心身障害者福祉手当支給条例
条 項		第9条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例第9条  市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命じることができる。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		